

障害者差別禁止条例の比較

都道府県	条 例 名	概 要 ・ 特 徴
千葉県	<p>障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 (平成19年7月1日施行)</p> <p style="text-align: right;">(全5章36条)</p>	<p>《概要》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 差別を分野ごとに定義 ② 差別事案を解決する仕組 ③ 差別の背景にある制度や習慣を変える仕組 ④ 差別解消に向けて頑張っている人を応援する仕組 <p>《特徴》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全国初の条例。差別を具体的に定義 ② <u>差別解決のため、「地域相談員」、「広域専門指導員」、「相談調整委員会」を設置。知事の是正勧告</u> など ③ <u>制度、習慣を協議する「推進会議」を設置</u> ④ <u>県民の模範となる民間活動の表彰</u> など
北海道	<p>北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例 (平成22年4月1日施行)</p> <p style="text-align: right;">(全9章53条)</p>	<p>《概要》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者の権利擁護 ② 「地域づくりガイドライン」の策定 ③ 障害者に対する就労支援 ④ 障害者が暮らしやすい地域づくり委員会・推進本部 <p>《特徴》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>市町村向けガイドラインの制定</u> ② <u>就労支援に重点。企業の取組を支援</u> ③ <u>振興局単位に地域づくりを推進</u>
岩手県	<p>障害のある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例 (平成23年7月1日施行)</p> <p style="text-align: right;">(全16条)</p>	<p>《概要》</p> <p>障害者に対する不利益取扱いの禁止等のための環境整備 (※ほとんどが努力規定)</p> <p>《特徴》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>障害に係る専門知識を有する職員の育成</u> ② <u>不利益取扱いの解消に関し、県民から意見聴取</u> ③ <u>教育の支援体制の整備・充実</u>
熊本県	<p>障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例 (平成24年4月1日施行)</p> <p style="text-align: right;">(全5章24条)</p>	<p>《概要》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障害者の権利擁護 ② 差別事案を解決する仕組 ③ 県民理解の促進 <p>《特徴》</p> <p><u>差別禁止に係る包括的、具体的な仕組</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「地域相談員」と「広域専門相談員」による相談 ② 「相談調整委員会」による調査、助言・あっせん ③ 知事の勧告・公表 など

「差別」の類型

1 不均等待遇

障害又は障害に関連する事由に基づく行為又は基準が、障害者又は他の者に実質的な不利益をもたらすこと

(1) 直接差別

障害があることを直接の理由とした差別

- (例) ① 障害を理由に「受験資格がない」と就職を断られた。
② 保育所の面接時に、「障害児の母は、働かないで自分の子供の面倒をみなさい」と言われた。
③ バス旅行ツアーに申し込もうとしたら、「付き添いがあっても障害者はお断りします」と即答された。
④ スポーツクラブで「聴覚障害者の入会は認められない」と言われた。(理由は、「水泳中、気を失ったら声をかけても分からないし責任が持てない」とのこと。)
⑤ 医師に、「耳が聞こえず、コミュニケーションがとれないので、出産は帝王切開です。」と言われた。

(2) 関連差別

障害に関連する事由を理由とする区別、排除、制限その他の不利益取扱い

- (例) ① 盲導犬を連れて飲食店に行ったら入店を断られた。
② 車イスでレストランに入ろうとしたら、(席が空いているのに)「満席です」と言われた。
③ 障害のため病気休暇を取得した障害者が、病気休暇を取得したことを理由に解雇された。

(3) 間接差別

表面上は障害を理由とした差別は行われてはいないが、正当でない一定のルールや基準によって、結果的に障害者が排除されてしまっている場合

- (例) ① 中学校の試験、高校入試等の英語のヒアリングで、耳が聞こえないため内容が分からなかったため、適当に回答するしかなかった。
② 地方自治体の一般採用試験で、「試験申込用紙や受験票に自署すること」、「活字印刷物を読めること」、「電話対応や面接が可能なこと」を要件としている。

2 合理的配慮の不提供(欠如)

本人が必要としている合理的な配慮が提供されない場合

※ 合理的配慮(障害者権利条約第2条)

障害のある人が、他の人と同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、多大な負担を強いたりしない限りにおいて、配慮や調整を行うこと。(合理的配慮の欠如は、差別等の権利侵害に当たる。)

- (例) ① 映画館の邦画には字幕がないため、聴覚障害者は、自由に好きな映画を見ることができない。
② 話し合いに参加する場合、読めない漢字ばかりの資料しかなくて、知的障害者は、事実上ついていけない。
③ 普通中学校で教室の移動などの際に、肢体不自由者は、階段の上り下りが大変である。車イス用のトイレがない。(そのため、学校の要請で、親が付き添っている。)

障害者アンケート調査結果概要（差別関係）

※ 表中の数値は、特に記載がない限り回答者数に対する割合であり、単位は「%」

差別や偏見、疎外感を感じる経験（選択肢は1つ）

選 択 肢	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者
良くある	4.0	7.2	14.2	21.4
たまにある	13.7	23.9	28.3	41.0
ほとんどない	39.8	22.2	31.1	22.2
全くない	32.4	9.4	10.1	3.4

【差別や偏見等を感じると答えた方のH14調査結果との比較】

（差別や偏見等を感じることが「よくある」「たまにある」と答えた方の割合）

	H14	H24
身体障害者	38.9	17.7
知的障害者	61.7	31.1
精神障害者	67.2	42.5
発達障害者	—	62.0

差別をなくすために必要と思うこと（選択肢は2つまで）

選 択 肢	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害
障害や障害者に対する理解を深める	51.0	52.7	43.4	50.4
すぐに相談できる場所がある	36.9	30.8	36.3	33.0
差別をした人との間に入ってくれる	10.9	17.8	17.6	32.2
差別があった実例を公表する	12.5	15.8	11.6	22.6
施設や設備のバリアフリーを進める	21.9	8.2	5.0	7.8
差別をなくすための法律や条例を作る	26.5	28.1	32.4	25.2

差別をなくすために障害に対する理解や対策を進める必要があると思う機関や場所

（選択肢は3つまで）

選 択 肢	身体障害者	知的障害者	精神障害者	発達障害者
県や市町村役場などの行政機関	71.3	54.8	61.5	59.0
学校	23.4	29.3	20.0	69.2
地域	38.0	49.7	47.1	45.3
職場	19.3	27.4	31.5	49.6
病院など医療機関	20.3	14.6	33.5	12.8
福祉サービスを提供する事業者	21.0	21.0	21.8	7.7
公共交通機関	15.4	12.1	11.5	9.4
レストランやホテル、店など	9.6	13.4	7.6	15.4
建物、道路など	12.1	1.9	1.5	5.1

（参考）

○ **調査期間**

平成24年8月 1日～8月20日 身体障害者・知的障害者
 8月29日～9月24日 精神障害者
 9月 1日～9月14日 発達障害者

○ **回収状況**

（単位：人，%）

区 分	発送数	回収数	回収率
身体障害者	3,200	1,351	42.2
知的障害者	600	211	35.2
精神障害者	800	397	49.6
発達障害者	260	120	46.2
合 計	4,860	2,079	41.2

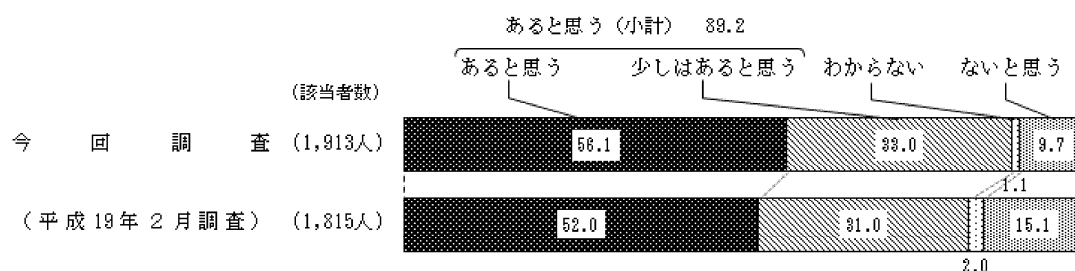
障害者に関する世論調査（内閣府：平成24年7月）

（抜粋）

○差別や偏見の有無

世の中には障害がある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思うか聞いたところ、「あると思う」とする者の割合が89.2%（「あると思う」56.1%+「少しはあると思う」33.0%）、「ないと思う」と答えた者の割合が9.7%となっている。

前回の調査結果と比較して見ると、「あると思う」（82.9%→89.2%）とする者の割合が上昇している。

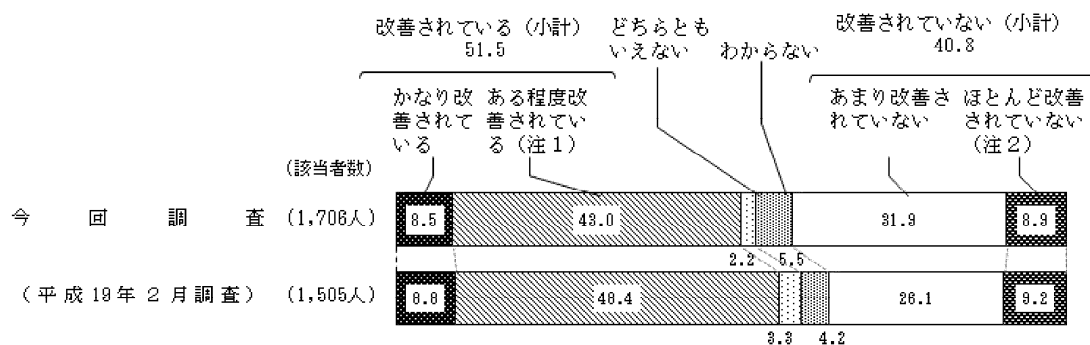


○差別や偏見の改善状況

世の中には障害がある人に対して、障害を理由とする差別や偏見が「あると思う」とする者（1,706人）に、5年前と比べて障害のある人に対する差別や偏見は改善されたと思うか聞いたところ、「改善されている」とする者の割合が51.5%（「かなり改善されている」8.5%+「ある程度改善されている（注1）」43.0%）、「改善されていない」とする者の割合が40.8%（「あまり改善されていない」31.9%+「ほとんど改善されていない（注2）」8.9%）となっている。

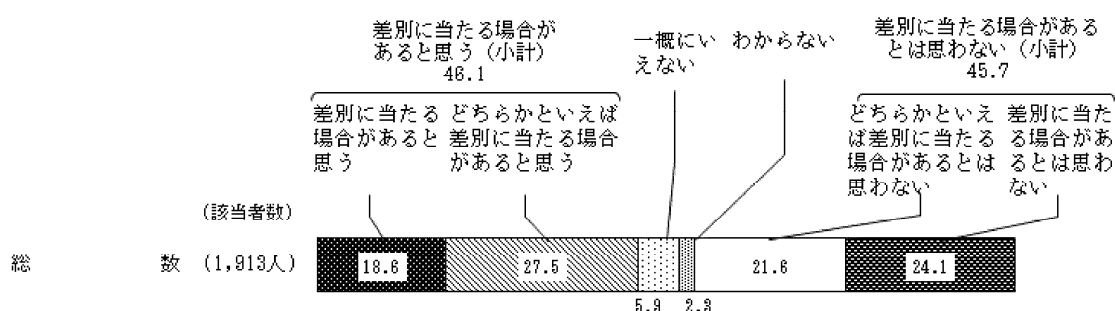
前回の調査結果と比較して見ると、「改善されている」（57.2%→51.5%）とする者の割合が低下し、「改善されていない」（35.3%→40.8%）とする者の割合が上昇している。

性別に見ると、大きな差異は見られない。



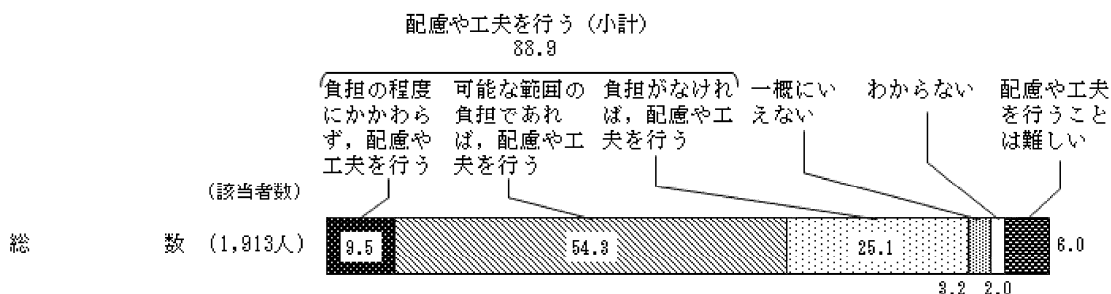
○合理的な配慮と差別について

障害のある人とない人が同じように生活するためには、生活するために不便さを取り除く、例えば、商店の入り口などのスロープの整備や点字ブロックや音声案内など、いろいろな配慮や工夫が必要になることがあるが、こうした配慮や工夫を行わないことが「障害を理由とする差別」に当たる場合があると思うか聞いたところ、「差別に当たる場合があると思う」とする者の割合が46.1%（「差別に当たる場合があると思う」18.6%+「どちらかといえば差別に当たる場合があると思う」27.5%）、「差別に当たる場合があるとは思わない」とする者の割合が45.7%（「どちらかといえば差別に当たる場合があるとは思わない」21.6%+「差別に当たる場合があるとは思わない」24.1%）となっている。



○負担と配慮について

障害のある人とない人が同じように生活していくために必要とされる生活するために不便さを取り除く、例えば、商店の入り口などのスロープの整備や点字ブロックや音声案内などの配慮や工夫を行うことを求められた場合、経済的な負担を伴うこともあるが、どうするか聞いたところ、「配慮や工夫を行う」とする者の割合が88.9%（「負担の程度にかかわらず、配慮や工夫を行う」9.5%+「可能な範囲の負担であれば、配慮や工夫を行う」54.3%+「負担がなければ、配慮や工夫を行う」25.1%）、「配慮や工夫を行うことは難しい」と答えた者の割合が6.0%となっている



※調査対象

全国20歳以上の日本国籍を有する者 (3,000人 ; 有効回収数1,913人63.8%)